

城山緑地アーチェリー場 使用規程 1

危険防止の為、下記規程を制定する。違反者は、事故の発生いかんにかかわらず、以後射場の使用を禁止する。

1. 利用者は北九州市アーチェリー協会が発行する利用許可証を所持していること。
(団体については指導者が利用許可証を所持していること)
2. 利用者は、城山緑地アーチェリー場利用規程に従うこと。(規程 1, 2)
3. 行射、矢取りは、全距離同時に行うこと。
4. 行射は、全距離同一線上にて行うこと。
5. 初心者、利用証認定距離以外の利用者は、必ず上級者の指導監督を必要とし、上級者は、個人の責任において十分監督すること。
上級者は、初心者、利用証認定距離以外の利用者の技量をよく見極めて、技量を超える距離の行射をさせてはならない。
6. ベアボウ使用者の 50m を超える距離の行射は禁止する。
7. コンパウンドボウ利用者は、許可を認められた者のみの利用とする。
8. 70m のサイトの入らない弓での遠距離の行射は禁止する。
9. 上級者であっても、初めて遠距離の行射を行うもの、または遠距離の経験の乏しい者は、熟練者の指導のもとに行うこと。
初めて遠距離の行射を行う者またはサイトの決まっていない弓で行射を行う者は、必ず近距離からサイト付けを順次行い、決して長距離から行射してはならない。
10. 日没後は、
 11. 打ち起こし(セットアップ)は、真上から行うことを禁止する。
 12. 名前の記入のない矢の使用は、禁止する。
 13. 練習時、矢を紛失した者は、速やかに理事長もしくは事務局へ連絡すること。

北九州市アーチェリー協会

平成 23 年 11 月 1 日 桃園利用規程制定

2020 年 4 月 1 日 城山緑地アーチェリー場利用規程新規改定

緑地公園アーチェリー場 使用規程 2

利用許可証 発行基準

1. (公財) 全日本アーチェリー連盟発行のスターバッチ (アウトドア・フィールド) を所持していること。

2. 上記以外の者は、以下に示す通りとする。

(1) 各距離を単独で練習するためには、指導者がついた上で、下の表より高い得点を出した記録を持っていること。

30m	50m	60m	70m
240点	200点	200点	200点

(2) 初級者 (小学生・中学生・高校生を含む) は、指導者の監督の下であることを条件として、利用を許可する。練習できる距離については、指導者が許可をした距離までとする。